

市民福祉委員会記録

○開催日時

平成27年10月8日 午前10時～午前11時21分

○開催場所

第2委員会室

○出席委員（6人）

委員長 永山伸一

委員 福田俊一郎

委員 上野一誠

委員 森永靖子

委員 橋口博文

委員 森満晃

○欠席委員（1人）

副委員長 中島由美子

○説明のための出席者

監査委員 桑原道男

保護課長 小原雅彦

課長代理 新川皇祐

市民福祉部長 春田修一

子育て支援課長 知識伸一

○事務局職員

議事調査課長 道場益男

議事グループ員 柳裕子

○審査事件等

審 査 事 件 等	所 管 課
議案第184号 決算の認定について (平成26年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算)	保 護 課
	子 育 て 支 援 課

△開 議

○委員長（永山伸一）ただいまから市民福祉委員会を開会いたします。

本日の委員会は、昨日、高齢・介護福祉課まで審査が終わりましたので、審査日程の保護課から審査を進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）異議なしと認めます。

よって、そのように審査を進めます。

ここで、傍聴の取り扱いについて申し上げます。

現在のところ、傍聴の申し出はありませんが、会議の途中で傍聴の申し出がある場合は、委員長において随時許可します。

△保護課の審査

○委員長（永山伸一）まず、保護課の審査を行います。

△議案第184号 決算の認定について

（平成26年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算）

○委員長（永山伸一）昨日、審査を一時中止しておりました議案第184号決算の認定について（平成26年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算）を議題とします。

それでは、保護課関係の決算の概要について、部長に説明を求めます。

○市民福祉部長（春田修一）それでは、きのうに引き続きまして、市民福祉部の決算審査、よろしく願いいたします。

それでは、保護課の主要施策の成果につきまして、決算附属書に基づき御説明をさせていただきますと思います。決算附属書の84ページをお開きいただきたいと思います。

まず、1の生活保護制度におきましては、生活困窮者に対します必要な保護と自立の助長を行ったところでございまして、3月時点での保護世帯数は770世帯992人、保護率は10.27パーミルでございまして、扶助費の総額は15億3,283万円支出をしたところでございます。

また、自立支援のために就労支援員を配置し、被保護者に対しまして、就労意欲を喚起しながらハローワークにも同行するなど、各種指導を行っ

てきたところでございます。

資料の中にもございますように、就労者が55人でございまして、そのうち、自立と申しますか、保護廃止をした世帯が9世帯という形で、実績として上がっているところでございます。

次に、2の行旅病人等取扱い事務費につきましては、行旅病人及行旅死亡人取扱法に基づきます行旅死亡人1人の対応を行ったところでございます。

3の市民相談に関することにつきましては、安全な消費生活の確保のため、消費生活相談員3名の配置や、関係機関、これは弁護士会とか司法書士会でございますが、関係機関との連携を図りながら各種相談を実施したところでございます。

実績としては、614件でございまして、平成25年度と比べますと若干減少したところでございます。

ただ、弁護士会とか司法書士会、専門機関のところはいずれも増加しているというような傾向がございます。

また、地方消費者行政活性化補助金を受けまして、消費生活講座を32回、947人の参加をいただいておりますが、講座の開設やチラシ等の作成による啓発活動を実施したところでございます。

以上、保護課の主要施策の成果につきまして概要の説明を終わらせていただきますが、決算の詳細につきましては、この後、保護課長のほうで御説明をさせていただきたいと思っております。

○委員長（永山伸一）では、引き続き、一般会計歳入歳出決算中、保護課分について、当局に補足説明を求めます。

○保護課長（小原雅彦）保護課に係る決算について、まず、歳出について御説明を申し上げます。

決算書の93ページをお開きください。

2款1項12目市民相談交通防犯費のうち当課分の支出済額は、754万6,137円です。備考欄のうち主なものを御説明申し上げます。

保護課分のところ、これは消費生活相談員3人分の報酬、社会保険料、無料法律相談業務委託であります。

なお、1節50万以上の不用額はありません。

次に、決算書105ページをお開き願いたいと思います。3款1項1目社会福祉総務費のうち当課分は、4万7,460円であります。備考欄で御

説明申し上げます。

106ページ、事項、行旅病人等取扱い事務費で、行旅死亡人1件に係る葬祭委託料であります。

なお、1節50万以上の不用額は、委託料87万6,580円のうち当課分59万4,540円であります。これはいつ発生するかわからない行旅病人等の事案がなかったことによるものであります。

次に、決算書119ページをお開きください。3款4項1目生活保護総務費の支出済額は、2億4,388万813円であります。備考欄で主なものを御説明申し上げます。

事項、生活保護管理運営費の主なものは、嘱託医二人分の報酬、保護課職員16人分の給与費、生活保護システムの保守業務委託ほか2件の委託、ケースワーカーとして社会福祉主事の資格認定を受けるための一人分の講習会負担金、平成25年度生活保護適正実施推進事業の実績確定による差額分の国庫支出金と精算返納金などが主なものであります。

次に、事項、自立支援プログラム策定実施推進事業の主なものは、被保護者の就労支援を行う就労支援員と子育て世帯の支援を行う就労子育て支援員二人分の報酬及び社会保険料等が主なものであります。

次に、事項、生活保護適正実施推進事業費の主なものは、生活保護面接相談員など、6人分の嘱託員の報酬及び社会保険料などであります。

1目生活保護総務費の1節50万以上の不用額はありません。

次に、同じ119ページの3款4項2目扶助費の支出済額は、15億3,283万907円であります。

備考欄をごらんください。平成27年3月の状況であります。被保護世帯770、保護人員992人で保護率10.27パーミルであります。扶助費の内訳であります。医療扶助費が最も多く、次いで生活扶助費となっております。この二つで全体の9割を占めている状況であります。1節50万以上の不用額は、20節扶助費の3,575万6,093円で、主に医療扶助費の毎月の変動幅が不確定なため生じたものであります。

続きまして、歳入について御説明申し上げます。決算書の31ページをお開きください。

15款1項1目民生費負担金、4節生活保護費負担金の収入済額12億2,669万円は、保護費として支出した費用の4分の3を国から、生活保護費負担金として受け入れたものであります。

次に、33ページをお開きください。15款2項2目民生費補助金、4節生活保護費補助金の収入済額667万円は、生活保護の適正な運営を確保するために診療報酬明細書点検業務嘱託員など3人分の嘱託員の雇用に要する経費について補助金を受け入れたものであります。

次に、39ページをお開きください。16款1項1目民生費負担金、4節生活保護費負担金の収入済額2,611万505円は、居住地や帰来場所がないもの、例えば長期入院等による被保護者について、本来県が負担すべきものを市が支弁した保護費、保護施設事務費等の4分の1に相当する県負担金を受け入れたものであります。

次に、同じく39ページです。16款2項1目総務費補助金、1節総務管理費補助金の保護課分、消費者行政活性化事業補助金は、消費生活相談員の研修費などについて県から補助金を受け入れたものであります。

次に、41ページをお開きください。16款2項2目民生費補助金、4節生活保護費補助金の収入済額1,122万8,000円は、備考欄で、子ども健全育成事業補助金は、就学子育て支援員の雇用に要する経費について、その下、体制整備強化事業補助金は、生活保護面接相談員、適正保護推進員の雇用に要する経費について、その下、生活保護受給者就労支援事業補助金は、就労支援員の雇用に要する経費について補助金を受け入れたものであります。

次に、49ページをお開きください。16款3項2目民生費委託金、1節社会福祉委託金の当課分は、備考欄、行旅病人等取扱い事務委託金であります。これは、行旅死病人の葬式に要した経費について、補助対象の委託料を受け入れたものであります。

次に、61ページをお開きください。21款5項4目雑入、1節雑入の当課分ではありますが、66ページ、備考欄であります。

生活保護の保護費の返納金であります。生活保護返納金、滞納分は過年度分の保護費返納金で、その下、生活保護費返納金は、現年度分の保護費

返納金、その下、生活保護費徴収金は、生活保護法第78条に規定します生活保護費の不正受給と判断した分の返還金であります。

その下、生活保護その他返還金は、医療扶助の調剤薬局分による過払い分ではありますが、当該薬局が休業し、過誤調整ができなかったため、納付書により返納させたものであります。

収入未済の状況であります、122件2,166万9,251円であります。監査委員の意見書にありますとおり、当課の課題として認識しております。鋭意、徴収努力を続けていきたいと考えております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

失礼いたしました ― 歳入で49ページであります。

衛生費委託金の50ページ、備考欄、保護課分ですが、社会保障生計調査委託金であります。これは、国が次年度等の保護費の積算に要するデータを徴取するための委託を受けたもので、その委託金であります。

失礼いたしました。

○委員長（永山伸一） ただいま当局の説明がありましたので、これより質疑を行います。御質疑願います。

○委員（上野一誠） 生活保護徴収金、不正受給に当たる徴収金ということで御説明いただきましたけれども、御案内のとおり、さきの新聞において、いろいろとほんとに不名誉な、好ましくない事案が発生して、告発をしなきゃいけないということは、本市にとっても大変遺憾なことかなというふうに思います。

これまで、新聞報告等によると、いろいろ指導等々をしてきたけれども、なかなかその改善に至らなかったと。生活保護、その持つ意味というのが、また救済についての大きな趣旨があるんですけども。ここに74万、これも不正受給というのに関連して言いますが。こういう実態という、告発は福祉事務所長名でやられるんですか、これは。そうですね。そうしたときに、やっぱりこの現状というのは今この74万以外の中に、現状はどういう実態があるのか教えてください。

○保護課長（小原雅彦） 不正受給と私どもが判断いたしましたのは、要するに虚偽の申告です。

そういうこと等で、保護費を不正に詐取した分として、78条に基づく判断により返還命令を行うものであります。平成26年度の不正受給の件数です。そのものについては、さほど変わらない状況ではありますけれども、例年 ― 新聞に出ましたけれども、6月、7月に課税の調査を私どもが行います。その際に、事案が発生するのを確認いたします。 ― それによりましてわかるケース等が出てくるわけでありまして、そういう場合でも保護者を呼び寄せたり、訪問して実態を調査し、指導、監督をしているところであります。

ただ、今回の逮捕に至った案件につきましては、再三にわたる指導にかかわらず、3年にわたって虚偽を繰り返していたし、それから、収入の申告書を提出させます、毎月。その記載も、収入がなかった旨申告をいたしますので、そういう虚偽の記載があったこと。それから、不正に受給した金額が大きかったこと。これ等から、悪質であるという判断のもと、これについても警察ともずっと協議をまいりまして、要は刑事訴訟法の規定により、公務員の告発義務もございますので、それに基づいて判断をしたというようなところでございます。

○市民福祉部長（春田修一） 今回、新聞、テレビ等で不正受給の告発に対しまして、逮捕というように非常に残念な結果になって、議員、市民も含めまして、皆様方に非常に不愉快と申しますか、不名誉な結果が出たこと、深くおわび申したいと思います。

ただ、今、課長が申しますように、職員も80件から90件のケースを持ちながら鋭意努力をしております。また、時間外でその量ができるかと言われると、またなかなか答えにくいところでございますが。絶えず、慢性化した、恒常的な時間外をやりながら、業務をやっているところでございまして、その中でこのような事態をなぜ告発したかと申しますと、平成25年度に、今までは告発の基準、国の通達とかそういう部分では、大まかな部分ではあったんですが、具体的な部分を本市の場合、策定しまして、それに基づいて、今回は、先ほど課長が申しましたように、金額が多額になったということ。それと、再三にわたる指導にもかかわらず不誠実な対応をしたというようなこと。それと、長期間にわたり繰り返してい

たというようなこと等がございまして、指導という形ではなかなか対応できないケースに当たりましたので、やむを得ず告発というような手続をとったところでございます。

今後もこういう不正受給がないような形で、職員一丸となって取り組んでまいりたいと思いますが、どうしても限られた情報、限られた職員の中でやる分について、このようなケースが出た場合については、厳正な対応も今後必要ではないのかなということでございますので、御理解いただければありがたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○委員（上野一誠） 今、課長、部長答弁のように、果たして今大変な数を、992名、この数をどう不正受給がないか、あるいは課税調査の中で収入はないか等々把握するのは、これは日ごろの業務の中でも、そういう任務があるとはいえ、なかなか専門的に調査して回るということは、答弁のように、限界があるのかなというふうに思います。

そういう意味では、今回の件についても、慎重に慎重をしながら、警察当局を含めて、最終的な判断に至ったということは、多分、本市にとっても初めての取り扱いになるのかなと。このことをまた受けて、生活保護をもらっていらっしゃる方々がこういうことをまた、一方ではどう受けとめるかということも含めると、やむを得ない判断であったのかなというふうに理解します。

そこで、いろいろと担当部署としても、その人たちの支援という形では、手を差し伸べていかなきゃいけない。また、そういう中で、一方では就労という形が復帰できることを、原則としてやっていただくということも必要なんですが。若干、就労、返納するという人もいらっしゃるんだから。そういう意味では、もう一回要望になりますけれども、さらに、一つこういう事案が出ないように、情報を含めて、また体制も含めて努力していただくことを、決算に当たって、御意見、要望として申し上げておきたいというふうに思います。

○委員長（永山伸一） 意見、要望であります。

ほかにございませんか。

○委員（福田俊一郎） まず、生活保護の保護率についてですけれども、本県と全国の平均と比べ

て、本市としてはどれぐらいなのかというのを知りたいんで、本県あるいは全国の保護率と、それから、景気にやはり左右されるところがあるのかどうか、その辺をどう分析されておられるのかということです。

そして今、部長のほうから告発についての経緯がある中で、990件の保護対象者がおられますけれども、課長初め80件から90件という言い方をされましたけれども、その意味はどういう意味なのかを1回お尋ねしたいと思います。

○保護課長（小原雅彦） まず、保護率でございますが、全国、県、本市の比較でございますが、全国的には、ことしの3月で17.1パーミル、鹿児島県が19.47パーミル、本市が10.27パーミルでございます。

それから、ケースの数でございますけれども、大体、保護世帯数が700、800ありますが、ケースワーカーが9人おります。大体地区ごとに割り当てておりますが、平均いたしますと、この700、800のケースを9人のケースワーカーで割ると、1人当たりが80前後のケースになるということでございます。

あと、景気の判断、私どものほう、ちょっと申し上げかねますが、やはりここ数年、相談の件数が増えていること。それから新規の生活保護の申請件数、これも年々ふえつつある傾向にあること。それから、きのうもテレビで出ましたけれども、全国的にも生活保護の受給者数が毎年最高を更新していることが結果として数字で見えているようなところでございます。

○委員（福田俊一郎） ケースワーカーが9人おられて、80から90の数になるということはよくわかりましたけれども、一方で、生活保護の相談員という方々が6人おられます。これは窓口というか、入り口になってくるんでしょうけれども、この方々とこのケースワーカーとは別個というふうに考えていいんでしょうか。それぞれその業務内容についてはどういうふうになっているのかをお尋ねしたいと思います。

○保護課長（小原雅彦） 面接相談員の業務内容とケースワーカーとの業務の関係でございますが、面接相談員は、もうこの名前のとおり、窓口におりまして、主には新規の方々のいろんな相談をお受けいたします。新規といいますか、一般的な生

活困窮に関する保護に基づいた新規に関するその保護の相談であります。あとは、ケースワーカーが動きやすいように、そのケースワーカーの業務のもちろん補助を、システム関係の入力であったりとか、それからそういう記録台帳の整備であったりとか、そういうような形の業務を行っています。年間約二百五、六十件の新規の相談を受けている状況であります。

以上です。

○委員（福田俊一郎） 250から260件を、この面接相談員の方々が対応される中で、6人で十分対応し切れるのかどうかという問題も出てこようかと思いますが。その辺の検討とか、あるいはこれで足りるのかどうか。その辺についてどうお考えか、お尋ねしておきたいと思います。

○保護課長（小原雅彦） 面接相談員は、二人でございます。今6人と申しましたのは、このほかに診療報酬の点検業務を行う嘱託員、それから年金調査を行う嘱託員、それから医療扶助の関係の、例えば相談等を行う嘱託員等がおりますので、面接相談員は二人であります。

年々ふえてきているその相談に対応できるかということについてでございますが、確かにもうふえてきているという状況がございます。どこかの時点で、またそういうことを踏まえながら、その相談員数なども検討するときは来るだろうと思いますが、現状では微増でありますので、何とか今現状で頑張っているような状況であります。

○委員（福田俊一郎） 先ほど、上野委員のほうからもありましたように、今回告発に至ったということで、生活保護法の第78条の適用と、不正受給の中で、生活保護徴収金ということで、これは徴収されると。もう一方で、生活保護返納金というのがあるんですけれども、これはどういうふうなものになるんでしょうか。返納金の違い。これは現年分でこれだけの金額で、徴収金については法律に基づいた不正徴収ということですが。

○保護課長（小原雅彦） 返納金と申しますのは、生活保護を受給しておりますと、いろんな資力、資力と私ども呼んでいるんですが、収入が発生いたします。例えば、年金の遡及受給であったり、土地にNTT柱なんかの使用料が入ってきたりとか、それから生命保険を解約したりします。そうすると収入が入ってまいります。

ところが、先に保護費を払うものですから、毎月。だから、過払いということになりますので、返していただくお金というのを返納金ということ で定義づけしております。徴収金というのは、不正にお金を、虚偽して、結局不正に、もうほとんど黙って働いて、その分を申告をしないで、いわば詐取で、とったお金として、私どもが不正受給と判断した分を徴収金というふうに区分けしております。

以上です。

○委員（福田俊一郎） その返納金が1,600万という大変大きな金額ですけれども、件数あるいは人数としてはどれぐらいでしょうか。今、保護の住民が992名の770世帯ということですが、今言われたように、生命保険の解約等の収入があったりすると返納しなきゃならないということでこの金額になっているんですが、この件数なり人数なりをお示しいただければと思います。

○保護課長（小原雅彦） 代理に答弁させます。

○課長代理（新川皇祐） 今の質問にお答えします。

平成26年度の今申しました生活保護費の返納金が212件、1,770万3,326円でございます。

78条の不正の受給の徴収金です。合計17件、356万97円となっております。

以上です。

○委員長（永山伸一） ここの決算書の数字とちょっと違ったけど、そこは。

○保護課長（小原雅彦） 決算書の滞納分2,271万5,682円であります。

○委員長（永山伸一） 滞納分がですね。そして、下の返納金が今212件の……。よろしいですか。

○保護課長（小原雅彦） またちょっと調べまして、済みません、後もってちょっと……。

○委員長（永山伸一） 今わからない。この決算書が、滞納の分は今おっしゃったみたいですけど、現年度分が返納金が1,656万2,022円でしよう。でも、さっき代理がおっしゃった数字と金額がちよっと違いましたよね。78条分も、徴収金もちよっと違ったもんだから、金額が。

○保護課長（小原雅彦） 申しわけございません。わかりました、ごめんなさい。

これは17件であります。これは過年度分の繰

り越した分の金額、270のこれは17件でございます。失礼いたしました。

それから、返納金1,656万2,022円は、196件であります。それから、徴収金74万143円は、7件であります。申しわけございません。

○委員（福田俊一郎） 件数にしてやはり大きな件数で、徴収事務も大変だと思いますけれども、先ほどの質問にも含まれますけれども、人員がかなり不足する場合は、なんらかの対応をしていく必要もあろうかなというふうに感じておりますので、これからそういう生活保護を受給される方、申請される方々がふえていく中で、事務、徴収等も含めて、人員の方等についてもまた検討していかれたらいいんじゃないかなというふうには意見を申し上げて終わります。

○委員長（永山伸一） 意見であります。

ほかにございませんか。

○委員（森永靖子） 昨日も相談のところで話をさせていただきましたが、84ページの市民相談に関するとところを見てみましても、たくさん件数も、614件も上がっていますし、出前も、何回もされて、件数も多いようですが。県が進める形の機構改革で今回のような形の看板が、入っていないと見えない形のところで、保護課のところで、生活困窮の相談というふうあるために、市民から何件も、何人も、いろんな形で困っている方々の相談に行かれるときに、ちょっと見にくいとか、今までみたいに消費生活に関する相談もできるんだろうとか、いろんな問い合わせがあります。

私も、相談しておられる方とかいろんな先輩の方々と話をしながらみせてもらったんですが、やはりあれではちょっと見にくいなと。ぱっと見たときに、今までどおりの消費生活の相談もできるのかなという相談も受けたりするもんですから、きのう、部長のほうにお話をしましたように、看板がもっと皆さんが見やすいところに、エレベーターをおいたら壁側にどこか相談を受け付けるところだという大きな看板を出すとか、先ほども消費生活の研修のためとか、消費生活のためと、いろいろあるみたいですので、消費生活に関する相談も受け付けるという、もっと何か案内が行き届いてないのかなというふうに思います。

平成26年度のこれを見てみましても、たくさん人の相談が、市民生活相談となっておりますので、今後もこういう形で相談を受け付けていかれるのでしょうか、消費生活センターという形で県には届けてあるんだろうと思いますので、日常の心配事の相談なども受け付けるんだという、何ら今までと変わっていないという、窓口が一般向きでないという問い合わせもありましたので、その辺のところをしっかりと広報なりでしていただけたらというふうに思います。

昨日も部長のほうに話をしておりますので、何かニートさんのほうの相談もたくさん受け付けておられるというようなことで、そちらのほうにだけ力が入っているのかなという話も聞くところでした。何ら変わっていない今までどおりの市民相談だということを広報でもう一回知らしめてほしいというふうに思います。

○委員長（永山伸一） 意見であります。

ほかにございませんか。

○委員（森満 晃） 済みません。1点だけ教えてください。

この生活保護状況で、高齢者の方が人員が410名ということで、5割程度いらっしゃるんですけども、この方々は、年金の受給率といいますか、それが全くない方々がこの支給をされているのか。その辺の割合というか、その辺はどうなんですか。

○保護課長（小原雅彦） 数的なもの、年金の高齢者の世帯のうち、年金を、例えば何世帯ぐらい受給しているかというのにつきましては、申しわけございません、ちょっと資料は持ち合わせておりませんが。年金で生活、例えば年金をもらっていても入院されたりとか、介護施設に入っておられたりとか、どうしても年金で足りないという状況が出てまいります。生活保護の基準がございますので、その基準よりも年金収入が下回っている、足りない場合、入所したり、病院に行ったり、そういう基準を下回っていた場合、その差額分を保護費のほうから出します。

もちろん、無年金、全く年金がないんだけど、貯金があって生活していたけれども、とうとう貯金がなくなって、働けなくなり、保護の申請に至った、そういう方々も少なくございません。感じといたしましては、やはり年金がわずかな年金収

入しかなくて、働いて生活していたけれども、年金収入だけではもう例えば病院代、入院代とか賄えなくなり、保護の申請に至った、そういったケースが多いようであります。

数等につきましては、済みません、またちょっとあづからせていただけませんか。

○委員（森満 晃）そうしますと、やはり一人一人の調査ということですね。ほんとケースワーカーの方々は大変なのかなと思いますので、そういったところをしっかりと把握されて、またしていただきたいと思います。

○委員長（永山伸一）年金受給者の数は調べればわかるんですか。後ほど、資料でもってお願いいたします。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑は尽きたと認めます。

以上で保護課の審査を終わります。御苦労さまでした。

△子育て支援課の審査

○委員長（永山伸一）次は、子育て支援課の審査を行います。

それでは、子育て支援課関係の決算の概要について、部長から説明を求めます。

○市民福祉部長（春田修一）それでは、子育て支援課の諸施策の成果につきまして、決算附属書に基づき、御説明させていただきたいと思います。

決算附属書の85ページからになります。

まず1の女性・家庭児童相談事業では、要保護女子のDV相談や児童虐待など、家庭や養育における相談等に応じ、あわせて助言、指導を行ったところでございます。

資料の中にございますように、女性保護事業としてDV、夫等の暴力でございしますが、32件を含む231件、家庭児童相談業務としては、虐待58件を含む226件の実績があったところでございます。

次に、86ページから87ページになりますが、2の子育てと仕事が両立できる環境づくりでは、多種多様化します保育ニーズに応えるため、保育園での延長保育、これは29園全てでしていただいております。一時預かりが18園いただいておりますが、そのほかに子育て支援センターあ

るいは病児・病後保育等の事業、あわせてファミリーサポートセンター事業等によります保育サービスの充実を図るとともに、親子でできる育児リフレッシュ事業等を実施しながら、育児不安、負担の解消を図ったところでございます。

また、児童福祉施設整備事業、これは青山幼稚園とのぞみ幼稚園でございしますが、いずれも定数増の整備事業の実施により、待機児童の解消及び保育環境の改善を図ったところでございます。

次に、88ページでございします。3の生活を支える子育て支援の充実では、国の政策による児童手当の支給及びひとり親家庭等に児童扶養手当の支給を行い、生活の安定及び児童福祉の増進を図ったところでございます。

なお、消費税引き上げに伴う影響を踏まえ、子育て世帯に対する特例給付金を平成26年度は支給したところでございまして、対象児童数1万2,258名となったところでございます。

次に、89ページでございします。4の学童保育の充実では、市内17カ所の児童クラブの運営に関する補助を行ったところでございます。また、設立支援事業を1カ所の児童クラブに行ったところでございます。

次に、90ページでございします。5の保育所の運営では、市内27カ所の市立保育園と2カ所の認定こども園及び甌地域の2カ所のへき地保育所において乳幼児の保育を行い、児童福祉の増進を図ったところでございます。

また、保育所の処遇改善に取り組む保育所への補助金の交付、28園でございしますが、約5,000万円の交付を行ったところでございます。

次に、91ページでございします。

6のひとり親家庭等の生活の安定と向上では、母子・父子家庭などのひとり親家庭の医療費を助成するとともに、母子家庭への自立促進のための能力開発や資格取得、これは希望者が13名にしておりますが、13名の支援を行ったところでございます。

次に、7の子どもの健康と福祉の充実では、中学校終了までの児童を対象に、保険診療に係りまず医療費の全額助成を行ったところでございまして、助成額としましては、3億を超えたところでございます。そのうち県補助が7,000万、市単独分が2億3,000万という形になっておるとこ

ろでございます。

8の就園援助体制等の充実では、国の幼稚園就園奨励事業に基づき、保育料等の減免措置を行うために、私立の幼稚園の設置者に補助を行ったところでございます。また、県の多子世帯保育料等軽減事業に基づきまして、私立幼稚園の就園奨励補助金の対象園児で第3子以降の園児の保護者に対しまして保育料自己負担軽減のための補助金の交付を行ったところでございます。

これにつきましては、従来、学校教育課のほうでしていましたが、子ども・子育て支援制度の創設に伴い、施設型給付を受ける私立幼稚園も出てくるというようなこと等から、窓口の一本化ということで、本年度より子育て支援課のほうで業務を移管したところでございます。

以上、子育て支援課の主要施策の成果につきまして、概要の説明を終わらせていただきますが、決算の詳細につきましては、この後、子育て支援課長のほうで御説明をさせていただきたいと思えます。

○委員長（永山伸一） それでは、引き続き、一般会計歳入歳出決算中、子育て支援課分について補足説明を求めます。

○子育て支援課長（知識伸一） 子育て支援課でございます。よろしくお願いいたします。

子育て支援課の平成26年度決算について、まず、歳出から御説明いたします。歳入歳出決算書の115ページをお開きください。

3款3項1目児童福祉総務費、支出済額は7億5,062万7,867円でございます。事項、児童福祉管理運営費の主なもの、行政事務嘱託員3人、ファミリーサポートセンター業務嘱託員一人、子ども・子育て支援会議委員報酬15人と職員12人分の人件費、地域子育て支援センター病児・病後児保育事業、子ども・子育て支援制度対応システム構築業務委託、子ども・子育て支援事業計画策定保育事業補助金、一時預かり事業補助金が主なものでございます。

なお、子ども・子育て支援制度対応システム構築業務委託料、子ども・子育て支援事業計画策定業務委託料につきましては、繰越明許費でございます。

次の事項、児童福祉施設整備費は、繰越事業分でございます。県の安心子ども基金事業で、認

定こども園整備事業を活用いたしました青山幼稚園改築と保育所整備補助金を活用いたしました、のぞみ幼稚園新築工事に係る児童福祉施設整備費補助金でございます。

あけていただいて117ページ、事項、女性・家庭児童相談費は、女性・家庭生活支援相談員3人に係る人件費ほか婦人相談及び児童相談管理システムの保守委託料が主なものでございます。

次の事項、子育て世帯臨時特例給付金給付事業費は、消費税引き上げに際しまして、子育て世帯への影響を緩和するとともに、子育て世帯の消費の下支えを図る観点から、臨時的な給付措置として実施いたしました。申請がございました6,744件に対しまして1億2,258万円の給付金を支給しております。

2目児童措置費、支出済額17億4,279万円でございまして、内容は児童手当でございます。

3目児童館費、支出済額8,826万3,550円でございます。内容は、閉館いたしました旧水引児童クラブの解体費用で、これは繰越明許費でございます。あと17カ所の放課後児童クラブに対します運営補助金等でございます。

4目保育園費、支出済額24億4,325万1,825円であり、内容は下甕保育園の保育士業務嘱託員1名に係る人件費、里保育園の指定管理委託料、そして本土地域の保育園と認定こども園の運営費として支払います扶助費でございます。

5目母子福祉費、支出済額5億7,861万7,725円であり、事項、母子福祉対策事業費は、ひとり親家庭等医療費助成及び母子家庭自立支援給付金の扶助費のほか、母子・寡婦福祉会運営費補助金等でございます。

事項、児童扶養手当福祉費は、児童扶養手当の扶助費が主なものでございます。

事項、母子生活支援施設措置費は、母子家庭の1家族分の1カ月分の扶助費等でございます。

次は、121ページをお開きください。4款1項1目保健衛生総務費のうち子育て支援課分は、備考欄中、中ほどの事項、子ども医療費助成費で、支出済額は3億1,662万6,821円であります。内容は、審査集計機関への審査手数料、医療機関への助成事業報告事務手数料、そして、医療費助成の扶助費が主なものでございます。

なお、扶助費が86.3%の執行率で、

4,786万9,831円の執行残となりましたが、インフルエンザ等の流行がなかったことにより、執行残が生じました。

次は、187ページをお開きください。10款4項2目幼稚園教育振興費のうち子育て支援課分は、事項、幼稚園就園奨励事業費で、支出済額は1億1,071万9,450円でございます。備考欄のとおり、私立幼稚園10園分の私立幼稚園就園奨励費補助金と、45人分の私立幼稚園多子世帯保険料等軽減事業補助金でございます。幼稚園就園奨励事業費は、学校教育課から本年度移管を受けた事務でございまして、平成27年度から民生費へ移しかえを行っております。

以上、歳出でございます。

引き続き、歳入について御説明いたしますので、歳入歳出決算書に戻っていただき、15ページをお開きください。

13款2項1目民生費負担金、3節児童福祉費負担金でございます。内容は、備考欄記載のとおり、保育所の保護者負担金、保育料が主で、その他子育て支援短期入所利用負担金でございます。

不納欠損31万9,100円は、平成20年度から平成21年度の保育料の滞納分につきまして、消滅時効によりまして、お二人分の22件を処理いたしましたものでございます。また、収入未済は、私立保育園の保育料で、現年分369万3,310円、滞納分1,313万3,460円及び子育て支援短期入所利用負担金3万8,500円でございます。

次は、14款使用料及び手数料でございますが、決算書は27ページをお開きください。2項手数料の2目民生手数料、1節民生手数料は、児童手当受給証明手数料でございます。次の2節督促手数料は、保育料滞納分に係るもので、不納欠損額2,100円は、平成20年度から平成21年度の二人分について、保育料とあわせて処理いたしましたものでございます。収入未済額は、11万2,400円でございます。

次に、31ページをお開きください。15款1項1目民生費負担金でございます。3節児童福祉費負担金のうち子育て支援課分は、備考欄二つ目の米印になります児童扶養手当保育所運営費、児童手当等の国庫負担金でございます。

次は33ページ、2項国庫補助金でございます。

子育て支援課分は備考欄中ほど、2目民生費補助金、1節社会福祉補助金の備考欄二つ目の米印、児童虐待、DV対策等総合支援事業補助金で、女性相談員の人件費等に対する補助でございます。

次の3節児童福祉費補助金は、子育て世帯臨時特例給付金事業費補助金と、それに伴います事務費、地域子育て支援センター等に充てる保育緊急確保事業費補助金及び母子家庭の自立を支援する教育訓練給付金に対する補助金でございます。

次は、37ページ、8目教育費補助金、3節幼稚園費補助金のうち、備考欄二つ目の米印、就園奨励費補助金の私立幼稚園分でございます。

次は、39ページをお開きください。16款県支出金、1項県負担金、1目民生費負担金、3節児童福祉費負担金でございます。子育て支援課分は備考欄二つ目の米印、保育所運営費負担金、児童手当等の県負担金でございます。

次は、あけていただきまして41ページをお開きください。2項2目民生費補助金でございます。子育て支援課分は3節児童福祉補助金で、安心子ども基金総合対策事業費、保育対策等促進事業補助金、児童クラブ運営に係る放課後児童健全育成事業等補助金でございます。

次は、あけていただきまして43ページ、3目衛生費補助金、1節保健衛生費補助金、子育て支援課分は、乳幼児医療費助成補助金でございます。

次は、47ページ、8目教育費補助金、6節幼稚園費補助金で、県多子世帯保育料等軽減事業費補助金でございます。

次は、49ページをお開きください。3項県委託金で、子育て支援課分は、2目民生費委託金、1節社会福祉委託金のうち備考欄三つ目の米印、権限移譲事務委託金で、母子・寡婦資金貸付事務に関するものでございます。

次は、67ページをお開きください。21款諸収入の5項4目、1節雑入でございます。子育て支援課分は備考欄中ほど、備考欄11行目から子ども手当返納金は1名分、児童扶養手当返納金は2名分、ひとり親家庭等医療費助成返納金は1名分、子育て支援短期利用負担金は1名分でございます。

以上が歳入でございます。

決算書の最後になります。次に飛びまして378ページをお開きください。

財産に関する調書、下段、普通財産の土地の決算年度中の減、2万6,045.65平方メートルとありますが、このうち子育て支援課分は749.66平方メートルの減で、水引児童クラブ跡地を水引保育園へ無償譲渡したものでございます。本土地は、本市が水引等の有志から、昭和40年代に無償で譲り受け、水引児童館用地として活用してきましたが、平成24年度に水引児童館は小学校敷地に新築移転したことによりまして、現在、活用していない土地となっております。

今回、隣接する水引保育園に無償譲渡し、保育園用地として活用しているところでございます。なお、昨年(2012)の12月議会で無償譲渡の議会議決をいただいているところでございます。

なお、平成26年度決算につきましては、監査委員から意見書で御指摘をいただいております。

1点目といたしまして、監査意見書の22ページで、児童福祉基金、児童福祉負担金、保育料について、収入未済額が減っており、徴収努力を認める中で、今後も保育園と連携し、収入未済の縮減に努められたいとございます。御意見のとおり、平成26年度末で1,682万6,770円の滞納となっております。

滞納対策といたしまして、各保育園の園長にお願いいたしまして、収納業務委託を実施しております。また、保育料の滞納がある世帯には児童手当支払い窓口払いといたしまして、児童手当の支払いを窓口払いで、児童手当からの収納を促しております。

これによりまして、滞納金額につきましては平成25年度末に1,914万8,180円ございましたが、本年度は1,682万6,770円となりまして、マイナス228万2,910円となりました。しかしながら、監査委員の御指摘のとおり、いまだ収入未済額が多額でありますので、今後も保育園と連携をしつつ、滞納対策に努めてまいりたいと考えております。

2点目、監査意見書の28ページ、平成24年度に発生した子ども手当過払い金については、今後も引き続き回収に努められたいとございます。平成24年6月に子ども手当の重複払いが発生いたしまして、市民の皆様には大変御迷惑をおかけいたしました。

過払い金の回収状況について御報告を申し上げます。

ます。

総額1,262万5,000円、495件の過払いでございましたが、平成25年度末までに1,168万7,000円、465件を回収いたしまして、平成26年度中に3万4,000円、1件を回収し、残が90万4,000円、29件の残となったところでございます。残り29名の方々に對しましては、文書を発送し、改めて返納をお願いしているところでございますが、個別に臨戸や電話での催告を行いまして、引き続き回収に努めていきたいと考えております。

以上で歳入歳出決算書、子育て支援課分の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○委員長（永山伸一） ただいま当局の説明がありましたので、これより質疑を行います。御質疑願います。

○委員（上野一誠） 子育て支援ということで、子どもたちを守り、また育てやすい環境をつくっていけるということで、いろんな事業をやられて、保育所も含めて、努力していただいているというふうに認識しています。

今、人口の動態を含めて、薩摩川内市も合併以降、子どもを含めて、学校の統廃合を含めて非常に減少が進んでいるんですけれども。いろんな課題はあると思うんですが、薩摩川内市にとって、今、部署として――総論です。もう総論、部署にとって、いろいろの場所にとって、子育てをしやすい環境として、本市にとっては、いろいろ事業の中で、お感じになっていらっしゃる課題とか、もっとこういうふう子育で支援ができないかとか、そういうようなお感じになるようなものがあれば、少し教えてくれませんか。

○子育て支援課長（知識伸一） 子育て対策に対する課題ということで、私も今まで1年半ぐらいなんですけれども、まずは、保育園がちょっと足りないということで、待機児童対策がまず第一ではなかろうかと考えております。

ことしの4月1日時点で31名、待機児童が発生しております。それから今10月にあるんですけれども、100名ぐらいの方が希望する保育園に入れないというような状況がございます。今回、また補正予算のほうで保育園の補正とかいただいたんですけれども、今後も、待機児童を発生させないための手だてがまずは大事じゃなからう

かと思います。

それとあと、相談体制の充実と申しますか、今はやはり核家族化になってきていたりいたしまして、若い方なんか妊娠して、相談をどこにすればいいかということで、小さいときは市民健康課で、大きくなったらばうちとかいろんなところになると思うんですけども、切れ目のない相談体制ができれば、一番重要じゃないかということでは考えております。

以上でございます。

○委員（上野一誠） ありがとうございます。

いろんな課題を言われて、本市におけるそういうことが課題なんだろうなということはもう十分理解できます。待機児童を含めて、保育所の新たな、いろんな施設の改善とか、いろいろ国、県の事業を入れられながら、やっていらっしゃるから。できるだけ努力をされて、柔軟に、そういう保育園の要望も含めて、待機児童に対するそういうことが解消されるように、またさらに努力をお願いしたいと思います。

薩摩川内市も医療費の無料化、そういうことも、住みやすい環境の中にも入っているというふうに思いますので、さらに、課題に向かって努力をしていただきますようお願いしておきます。

○委員長（永山伸一） 意見であります。

ほかにございませんか。

○委員（森永靖子） 母子寡婦福祉会に市のほうの補助金が25万8,000円です。

この決算資料を見ますと、母子寡婦さんには社協からも27万5,000円、これ見方が違うんですか。社協からも27万5,000円、市からも25万7,000円、母子寡婦福祉会のほうへ補助金が行っているんですが。この母子寡婦福祉会というのは薩摩川内市全体の母子寡婦ですか。

○子育て支援課長（知識伸一） 薩摩川内市全体の母子福祉会でございまして、会員、今258人入っていらっしゃるということでございます。うちのほうの補助金は、お一人当たり1,000円、お支払いしております、その額になります。

以上でございます。

○委員（森永靖子） 母子寡婦福祉会は、薩摩川内市母子寡婦福祉会という協議会はないですね。それぞれに川内地区、東郷地区というのであって、あとどこがあるんですか。

○子育て支援課長（知識伸一） 大もとの薩摩川内市母子寡婦会がありまして、そこに交付しているんですけども。それに下部団体と申しますか、そこに川内ですとか、旧町などに、母子寡婦会があられて、両方で活動をされているという形になると思います。

○委員（森永靖子） 薩摩川内市に女性団体連絡協議会というのがあります。その中に、母子寡婦福祉会というのは、薩摩川内市では団体を組めないということで、団体加入はないんです。ですから、薩摩川内市の女性団体という連絡協議会の中には母子寡婦会はなくて。母子寡婦というのは、川内は川内、樋脇は樋脇でつくっておられて。東郷もあるんですか。入来も祁答院もありますか。五つともあるんですか。

○子育て支援課長（知識伸一） 甌地域がないだけで、薩摩川内では旧4町とそれから川内の分がでございます。

○委員（森永靖子） 薩摩川内市の奥園さんという会長のところに、市から25万8,000円が行くわけですね、258人いるからということなんですね。社協のほうからは全く別ですね。社協のほうからも、以前これが問題になったことがあったんですが。市から社協には流れていくお金であるのに、市からも社協からも補助金をもらおうというのはおかしいんじゃないかというのが以前出たことがあって。一旦、そのことが打ち切りになったことがあって。というのは、更生保護さんこういう問題が出てきて、だったんです。更生保護と母子寡婦さんだけが市からも社協からも補助金をもらっているよということであったもんですから。同じ女性団体の中であるのに、余りこういうことを公表したくないんですが。市の中の同属団体の社協であるのに、社協からも補助金をもらったというのはどうなのかなと。今また、以前こういうのが問題になったのを思い出したもんですから。関係ないですかね。

○子育て支援課長（知識伸一） 社協からも確かに別のが出ておるんですけども、社協さんの分については、私のほうでちょっと答弁があれなんですけど、うちの、会員がお一人1,000円の補助ということで、いろいろ活動を行われるのに対しまして補助を行ったというのが実情でございます。

○市民福祉部長（春田修一）市から社協のほうに補助金を出しておりますのは、総務関係の人件費及び指定管理を受けている分、あるいは市が委託をしている分でございます。

社協さんのほうの補助金というのは、多分、共同事業募金とか、あるいは香典返しとか、いろんな社協さん独自の収入の中で配分をされているというふうに考えておりますので、私ども、社協さんが出しているの、私どものほうは、その分については補助を流さない、あるいは逆のパターンという分については、なかなか調整が難しい。それぞれの団体の考え方でやられているので、市の補助金の中から、例えば二重に出しているというようなこと等があれば、またそこは改善していかないといけないと思っておりますが、現時点では、市の出している補助金の中から母子会への補助金という部分ではないというふうに判断をしておりますので、課長が申しましたように、なかなか難しいところだというふうに判断しております。

○委員長（永山伸一）よろしいですか。

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（永山伸一）質疑は尽きたと認めます。

以上で議案第184号決算の認定について（平成26年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算）のうち、本委員会付託分の質疑は全て終了いたしましたので、これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（永山伸一）討論はないと認めます。

採決いたします。

本決算を認定すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（永山伸一）御異議なしと認めます。

よって、本決算は認定すべきものと決定しました。

以上で子育て支援課の審査を終わります。

当局の皆様、二日間にわたり大変御苦勞さまでした。ありがとうございました。

△保護課の審査

○委員長（永山伸一）引き続き保護課から報告があるそうです。どうぞ。

○保護課長（小原雅彦）先ほど、森満委員のほうから質問がありました、高齢者世帯のうち年金を取得している世帯人員であります、高齢者が374世帯でございます。そのうち216世帯、410名のうち232人が年金を受給しています。以上でございます。

○委員長（永山伸一）よろしいですね。ありがとうございました。

桑原監査委員を含む監査委員の皆様方、ほんと御苦勞さまでした。ありがとうございました。

△委員会報告書の取扱い

○委員長（永山伸一）以上で日程の全てを終わりましたが、委員会報告書の取りまとめについては委員長に御一任いただくことに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（永山伸一）異議なしと認めます。よって、そのように取り扱います。

△閉会中の委員派遣の取扱い

○委員長（永山伸一）次に、閉会中の委員派遣の取り扱いについてお諮りします。

現在のところ、閉会中の現地視察は予定しておりませんが、今後必要となった場合の委員派遣の取り扱いは、委員長に一任いただきたいと思います。

については、そのように扱うことに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（永山伸一）異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

△閉 会

○委員長（永山伸一）以上で市民福祉委員会を閉会いたします。

本日は大変御苦勞さまでした。

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会市民福祉委員会

委員長 永山伸一